



雇用・能力開発機構のあり方について

(参考資料)

| | |
|-------------------------|---------|
| 1. 雇用のセーフティネットとしての訓練の現状 |1 |
| 2. ものづくり訓練の現状 |9 |
| 3. 訓練カリキュラムの見直し・改廃の状況 |14 |
| 4. 職業訓練指導員の養成・再研修 |15 |
| 5. 地域職業訓練センターについて |17 |
| 6. 民間との役割分担 |18 |
| 7. 都道府県との役割分担 |20 |
| 8. 施設・組織の見直しについて |23 |

平成20年9月16日

1. 雇用のセーフティネットとしての訓練の現状

(1) 雇用対策法（昭和41年法律第132号）における職業訓練の位置付け

○国の雇用施策における職業訓練の位置付け

職業訓練に関する施策の充実は、国が、雇用に関して総合的に講ずる施策に位置付けられている。

〔国の施策（第4条）に掲げられている事項〕

- 1 職業指導及び職業紹介の充実
- 2 **職業訓練**及び職業能力検定の**充実**
- 3 就職困難者の職業転換等の援助
- 4 事業活動の縮小等に伴い離職を余儀なくされた者の再就職促進
- 5 女性の就業の促進
- 6 若者の雇用の促進
- 7 高年齢者の継続雇用制度等の導入、能力等に応じた就業
- 8 障害者の職業生活における自立促進
- 9 不安定雇用（季節労働者、派遣労働者等）に係る雇用形態の改善等
- 10 外国人の雇用管理の改善・再就職促進
- 11 雇用機会が不足している地域等における労働者の雇用促進
- 12 上記外の雇用管理の改善その他労働者の能力の発揮に必要な施策

二 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能及びこれに関する知識を習得し、これらにふさわしい評価を受けることを促進するため、職業訓練及び職業能力検定に関する施策を充実すること。

○職業訓練の充実

職業訓練に関する施策の充実については、第16条において、下記のとおり、規定されている。

（職業訓練の充実）

- 第16条 国は、**職業訓練施設の整備、職業訓練の内容の充実及び方法の研究開発、職業訓練指導員の養成確保及び資質の向上等職業訓練を充実するために必要な施策を積極的に講ずるものとする。**
- 2 国は、労働者の職業能力の開発及び向上が効果的に図られるようにするため、**公共職業能力開発施設が行う職業訓練と事業主又はその団体が行う職業訓練とが相互に密接な関連の下で行われるように努めなければならない。**

(2) 離職者に対する職業訓練の実績

業務内容

施設内訓練においては、**主に民間では実施していない、ものづくり分野の訓練コースに特化して実施する**とともに、当該地域において民間で対応可能な訓練については、**民間教育訓練機関への委託訓練を積極的に推進し、雇用のセーフティネットとしての機能を発揮。**（概ね3月～6月）

業務実績

○ 合計**113,330人**の離職者に対して職業訓練を実施。（平成19年度）

○ 就職率は、施設内8割、委託7割。

○ 就職者の**約8割が中小企業へ就職**

<施設内訓練>

訓練実績：**28,949人**

就職率：**82.0%**（目標80%以上）

うち常用労働者**76.0%**

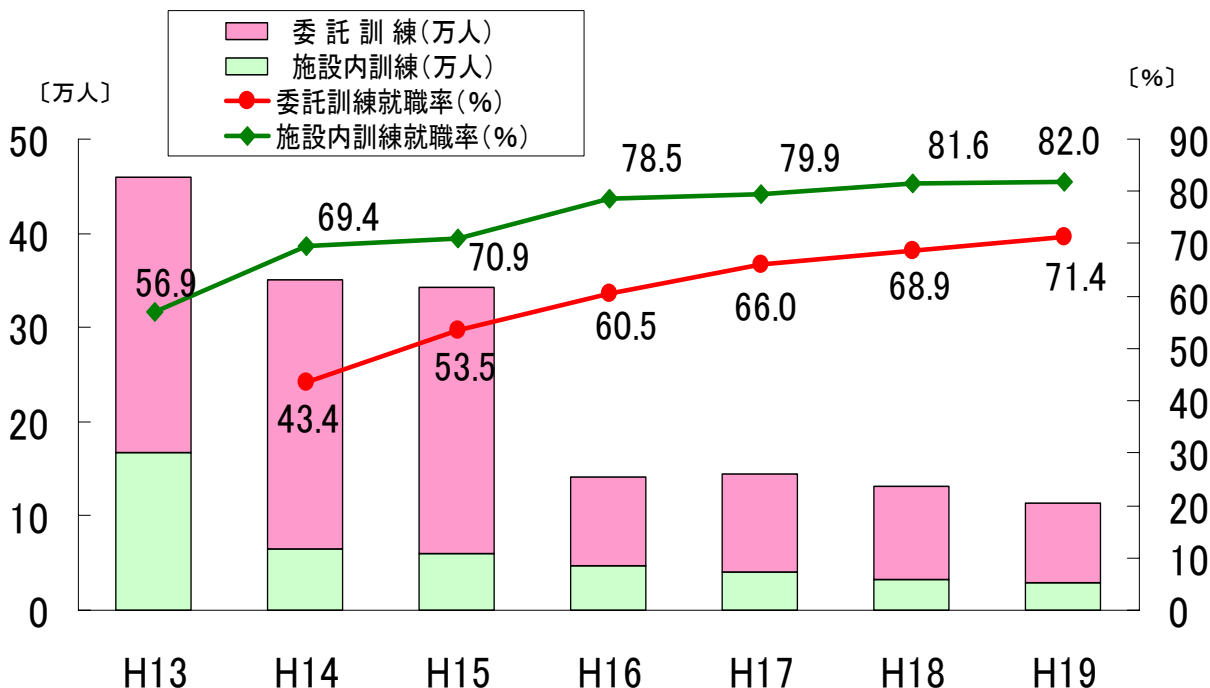
<委託訓練>

訓練実績：**84,381人**

就職率：**71.4%**（目標65%以上）

うち常用労働者**53.5%**

※ 訓練の実績は平成20年4月末における訓練終了後3ヶ月時点の実績、中小企業就職者の割合はサンプル調査



雇用情勢が厳しい7道県(北海道、青森、秋田、高知、長崎、鹿児島、沖縄)においても、高い就職率を維持し、地域の雇用対策に貢献した。

| | 有効求人倍率 | 施設内訓練就職率 | 委託訓練就職率 |
|-------|--------|--------------|--------------|
| 7道県平均 | 0.53倍 | 80.9% | 72.6% |
| 全国 | 1.02倍 | 82.0% | 71.4% |

※ 就職率については平成20年4月末における訓練終了後3ヶ月時点の実績

(3) 雇用のセーフティネットとしての失業者に対する訓練の意義

○ 失業者については、**失業期間が長期化するほど**、就職意欲の減退や職業能力の衰退が進行し、本人の就職可能性の低下が生じ、こうした状態を放置すれば、**人材の質の劣化、社会経済の生産性の低下**につながっていく。

○ したがって、こうした状態に陥ることを防ぐため、失業した場合に、**希望・能力に応じた訓練を受講する機会を提供**し、目標を持って能力を向上させることにより、**できるだけ短い失業期間で再就職を可能にすることが、雇用対策として不可欠**であり、このことは本人のためには勿論、**社会全体の負担の減少、生産性の向上**につながる。

○ 国の積極的雇用政策は、こうした考え方に立つものであり、**このような失業した場合に職業訓練を受けられる仕組みを全国にわたって保障することが雇用のセーフティネットとして重要**である。

(4) 失業者に対する訓練により機構が果たしている具体的役割

○ 県や民間の教育訓練機関が乏しい地域において、一定の選択肢を持った訓練機会を確保

* 都道府県離職者訓練(施設内訓練)の実施状況(平成18年度実績:年間)

| | | | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|--------|------|----|---------|-----|
| A県 | 4,177人 | ←→ | B県 | 4人 | C県 | 6人 | D県 | 16人 |
| (機構 | 710人) | | (機構 | 1,189人 | 510人 | | 1,292人) | |

○ 急激な雇用情勢の悪化のケースにおいて、組織力を動員し、民間の教育訓練を受け皿として掘り起こすこと等により、全国にわたり機動的訓練を実施

* 平成13年度には、緊急雇用対策として離職者訓練を緊急設定
機構 約30万人 ←→ 都道府県 約2万人

○ 地域的な離職者の大量発生において全国組織の強みを生かし、必要な地域に訓練資源を投入することなどにより、柔軟な対応が可能

* 阪神・淡路大震災に係る被災離職者等に対する特別訓練コースを機構が設定
必要な訓練指導員についても、全国から派遣(24名)

* 全国の施設間において指導員及び機械設備の配置換え等により、地域の訓練ニーズの変化等に対応し、柔軟に訓練科を改廃、効率的効果的な訓練の実施が可能

(例) 訓練ニーズにかんがみ訓練科を廃止したAポリテクセンターからBポリテクセンターへ光関係機器融着接続機を移設。

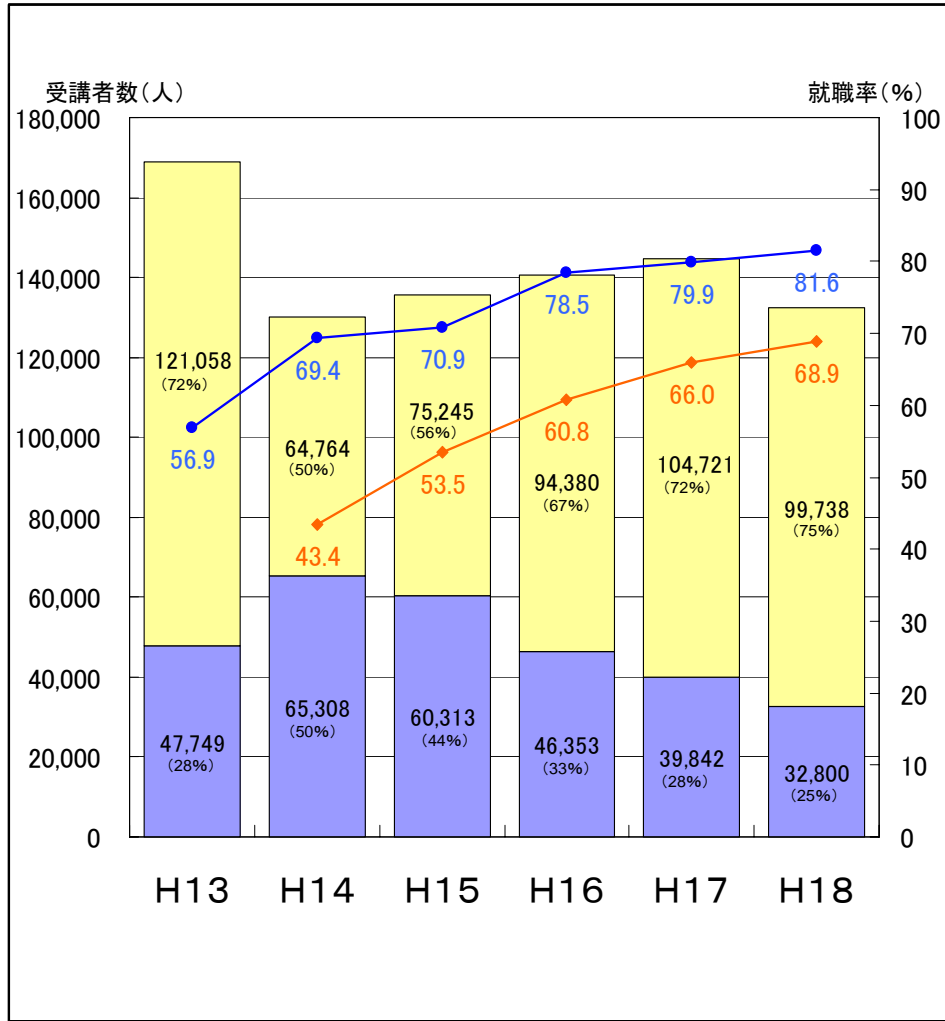
(5) 雇用失業情勢の変化に応じた機動的な公共職業訓練政策の実施

近年の緊急雇用対策のほとんどを雇用・能力開発機構が主体となって実施。

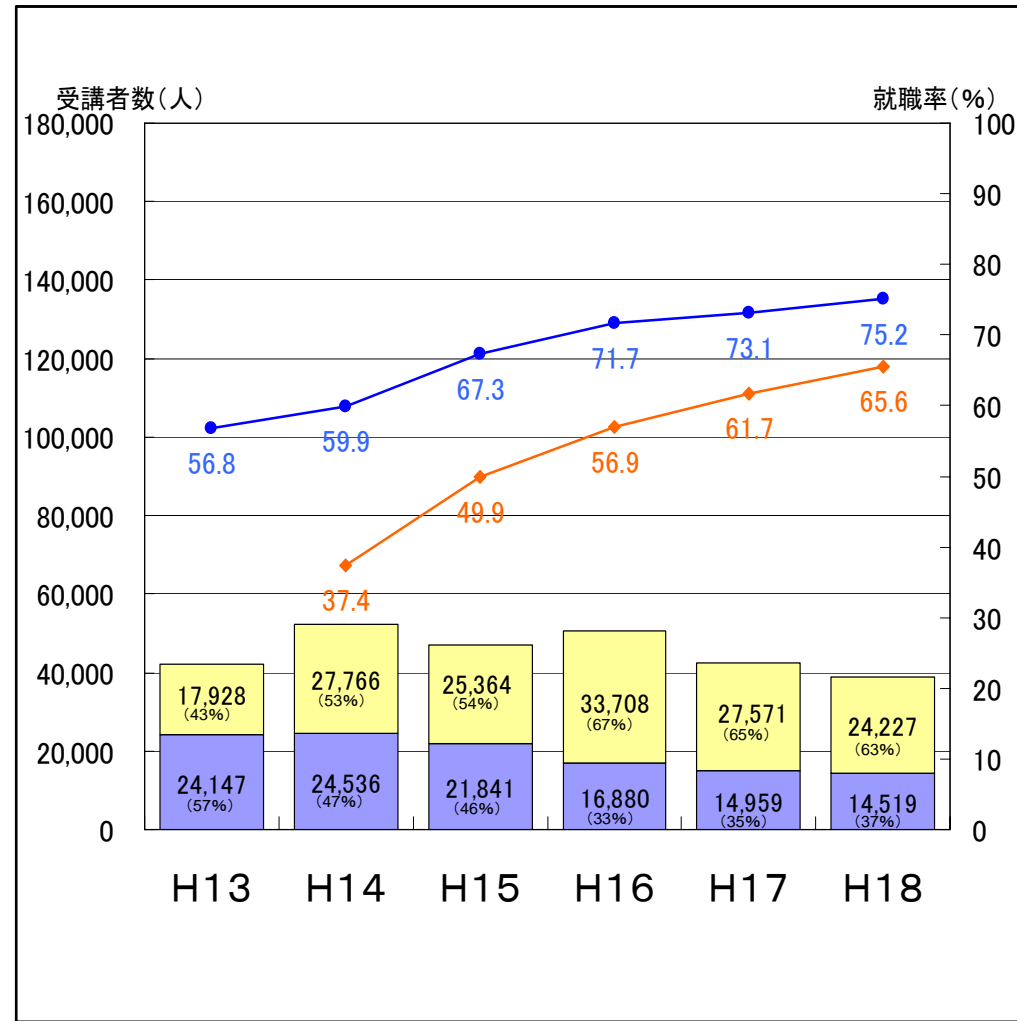
| 雇用対策名 | 雇用対策の内容 | 対象規模 |
|---------------------------------------|--|--|
| 1 緊急雇用開発プログラム (平成10年4月) | <ul style="list-style-type: none"> 離職者等の職業能力開発の推進(公共職業訓練の機動的・弾力的実施) | 13,040人(うち機構分8,360人) |
| 2 雇用活性化総合プラン (平成10年11月) | <ul style="list-style-type: none"> 中高年求職者就職支援プロジェクトにおける職業能力開発支援事業の実施 | 85,000人(機構のみ) |
| 3 緊急雇用対策 (平成11年6月) | <ul style="list-style-type: none"> 中高年求職者就職支援プロジェクト等の拡充強化 学卒未就職者の能力開発支援の実施 | 50,000人(うち機構分47,500人) 1,000人(機構のみ) |
| 4 経済新生対策における雇用対策 (平成11年11月) | <ul style="list-style-type: none"> 新規成長分野における職業訓練の推進 中小企業の発展を担う人材の育成の推進(専修学校等を活用した能力開発) | 2,000人(機構のみ) 30,000人(うち機構分20,000人) |
| 5 日本新生のための新発展政策における雇用対策 (平成12年10月) | <ul style="list-style-type: none"> IT化に対応した総合的な職業能力開発施策の推進 職業能力のミスマッチ解消のための高度人材養成事業の実施 | 238,600人(うち機構分216,300人) 23,000人(うち機構分11,500人) |
| 6 緊急経済対策における雇用対策 (平成13年4月) | <ul style="list-style-type: none"> 中高年ホワイトカラー離職者向け訓練コースの充実、IT関連の能力開発の推進) | 260,000人(機構+都道府県。5からの翌年度繰越し分を含む。) |
| 7 総合雇用対策における雇用対策 (平成13年9月) | <ul style="list-style-type: none"> 中高年ホワイトカラー離職者等に対する効果的かつ多様な職業能力開発の強化 ITに係る多様な職業能力開発の推進 | 56,000人(機構のみ) 10,000人(機構のみ) |

(6) 公共職業訓練実施状況（離職者訓練）

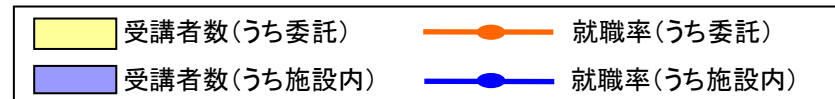
雇用・能力開発機構



都道府県

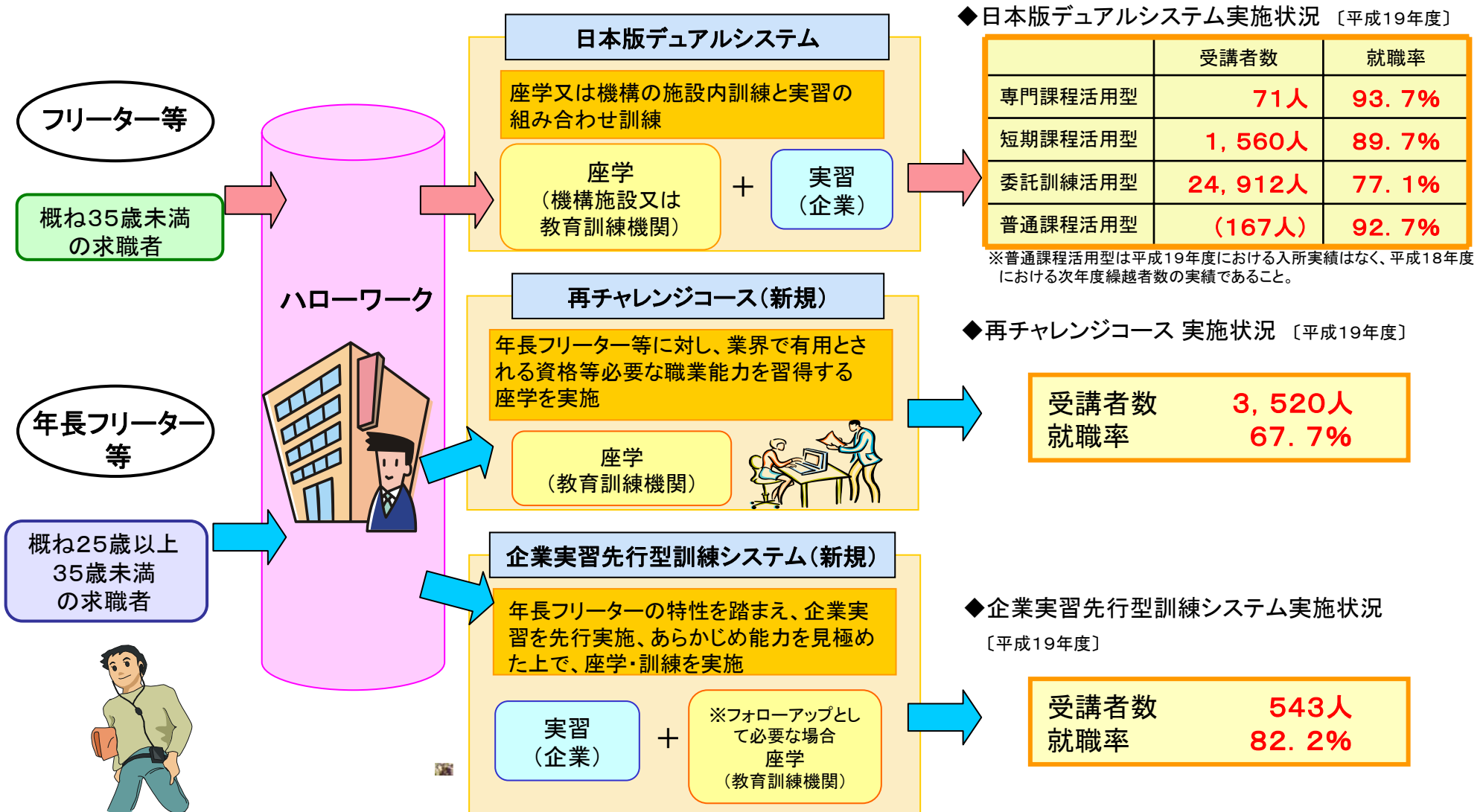


※委託訓練の就職率は、平成14年度から調査を行っている。



(7) フリーター対策

平成16年度からフリーター等に対する訓練として「日本版デュアルシステム」を実施。
 さらに平成19年度から年長フリーター対策として「再チャレンジコース」等の様々な訓練を実施。



(8) ジョブ・カード制度における雇用・能力開発機構の役割

社会保障の機能強化のための緊急対策 ～5つの安心プラン～

非正規労働者の能力開発支援策の充実

○ジョブ・カード制度の整備・充実—訓練期間中の生活保障のための給付をすることができる制度の創設、参加協力企業や訓練修了者を常用雇用する企業への支援

【事務局】
地域ジョブ・カードセンター(仮称)

- 各種説明会の実施
- 企業開拓・登録、マッチング支援
- 各種申請の取次

職業能力形成プログラム

- 企業実習+教育訓練機関による座学
- ① 企業が訓練生を雇用して実施する訓練(雇用型訓練)
- ② 専修学校等に委託して実施する公共職業訓練(委託型訓練)

企業評価(評価シートの記入)

職業能力証明書

ハローワーク
ジョブカフェ等

ジョブ・カード
の作成(2)

職業能力
証明書
(評価シート)

コンサルティング・キャリア・コンサルタントの派遣

訓練への推薦

プログラムのコーディネート・助成金の支給

訓練の委託

ものづくり分野の座学の実施

訓練を要せず就職

職業能力形成機会に恵まれない者

生活資金の融資

キャリア・コンサルタントの派遣

訓練実施企業で正式採用
他の企業で雇用
就職活動に活用

雇用・能力開発機構

2. ものづくり訓練の現状

(1) ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）（抄）

（国の責務）

第四条 国は、ものづくり基盤技術の振興に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（ものづくり労働者の確保等）

第十二条 国は、ものづくり労働者の確保及び資質の向上を促進するため、ものづくり労働者について、次の事項に関し、必要な施策を講ずるものとする。

- 一 失業の予防その他雇用の安定を図ること。
- 二 **職業訓練及び職業能力検定の充実等により職業能力の開発及び向上を図ること。**
- 三 ものづくり基盤技術に関する能力の適正な評価、職場環境の整備改善その他福祉の増進を図ること。

(2) 在職者に対する職業訓練の実績

業務内容

- 中小企業の労働者等を対象に、ものづくり分野を中心に体系的訓練(概ね2~3日)を実施することにより、技能継承、競争力強化を支援。
- オーダーメイドにより中小企業事業主の個別ニーズにも対応。

業務実績

- 合計**50,498人**の在職者に対して職業訓練を実施。(平成19年度)
- 受講者のうち**66%**が**中小企業の労働者**。
- アンケート調査の結果、事業主、受講者の双方から高い評価を得ている。
事業主の満足度 **96.2%** (目標80%以上)
受講者の満足度 **97.8%** (目標80%以上)

訓練コースの例

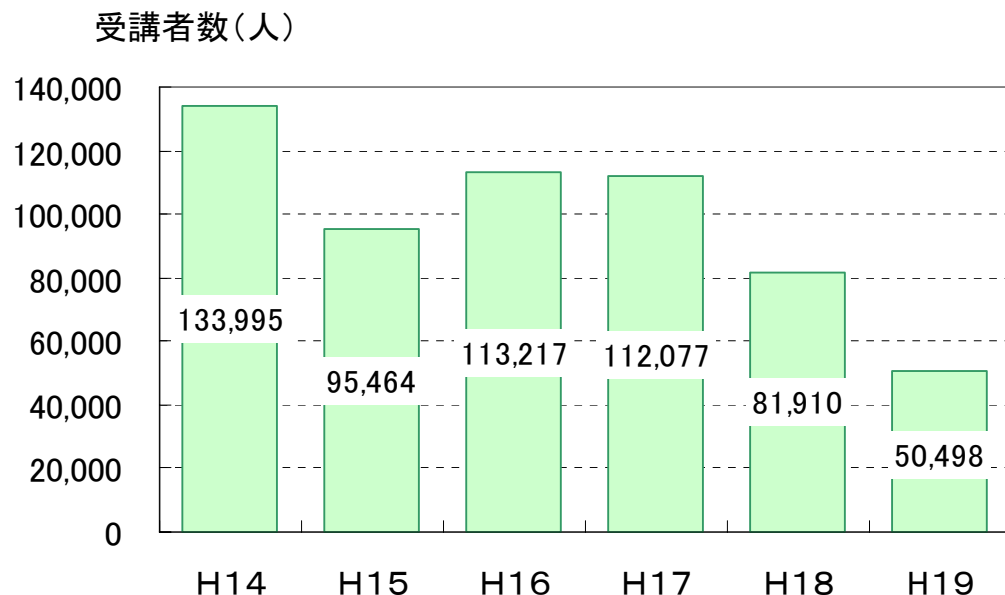
➡ **技能継承の必要性に対応**した訓練コース

(例) 「実践被覆アーク溶接(指導者育成編)」
被覆アーク溶接の作業要領及び溶接部の評価方法を習得し、溶接作業者に対する**技術的指導が可能な人材の養成を目指す**訓練。

➡ **生産工程の改善・改良**に関する訓練コース

(例) 「油圧システムにおけるトラブルの原因究明と改善」
日常的に生じるトラブルに係る原因究明と改善方法を習得することにより、**生産性の向上を目指す**訓練。

受講者数の推移



【在職者訓練】

機構が行う在職者訓練は、そのほとんど(約9割)が「ものづくり系」となっている。

| 分野 | 割合 (平成18年実績) | 主な訓練コース例 |
|---------|-----------------|--|
| 機械システム系 | 38.9% | フライス盤・NC旋盤実践技術、TIG溶接・油圧制御機器保全技術 |
| 情報システム系 | 23.0% | デジタル信号解析手法と信号処理への応用 |
| 電気・電子系 | 22.0% | 電気工作物の実践施工技術、周辺機器制御(PIC)技術、電子回路設計・製作技術、組み込みシステム開発技法、 |
| 居住・建築系 | 5.7% | 給排水設備施工管理技術、冷凍空調応用技術、免震工法・制振工法建築物の振動解析と設計技術 |

【離職者訓練(施設内訓練)】

- 機構の離職者訓練(施設内訓練)は、公共職業訓練において、高度なものづくり分野の訓練を担うとともに、地域において必要な訓練機会を担保。

- ・ 全訓練科数に占めるものづくり分野の割合は約8割(75.2%)

⇔ 都道府県 A県 41% B県 29% (介護サービスや造園科といった地域の実情に応じた訓練も数多く実施)

(3) 学卒者に対する職業訓練

業務内容

高校卒業者を対象に、2年間から4年間の高度な技能（知識を含む）を修得するための訓練を行い、将来、生産部門のリーダーとなる我が国の産業基盤を支える人材を養成。

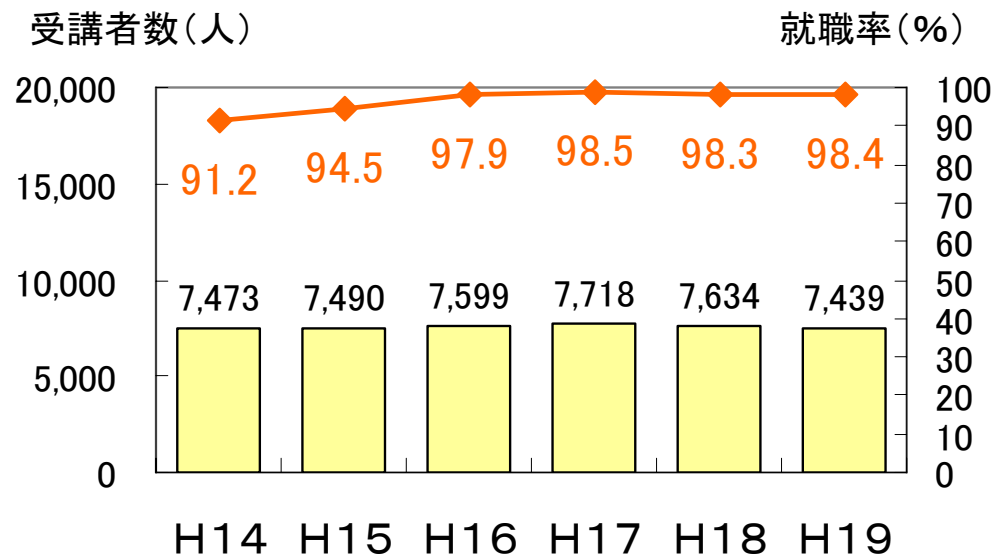
業務実績

- **7,439人**の在学者に対し技能と技術を兼ね備えた人材を育成し、高い就職率を実現
- 就職率 **98.4%**（目標95%以上）（平成19年度）
- **約8割**が中小企業へ就職 ※平成14年度～17年度訓練修了者に対するサンプル調査

職業能力開発大学校と国立大学工学部との
総訓練時間等の比較

| | 職業能力開発 大学校 | 国立大学 工学部 |
|----------------|----------------|----------------|
| 総訓練時間 | 5,616時間 | 3,000時間 |
| 実技・実習 時間 | 3,636時間 | 1,530時間 |
| 実技・実習時間 の割合 | 64.7% | 51.0% |

受講者数の推移



【学卒者訓練】

機構が実施する学卒者訓練の約8割が「特定ものづくり基盤技術」に対応

中小企業のものづくり基盤技術の高度化
に関する法律（平成18年法律第33号）

特定ものづくり基盤技術（20技術）

1. 組込みソフトウェアに係る技術
2. 金型に係る技術
3. 電子部品・デバイスの実装に係る技術
4. プラスチック成形加工に係る技術
5. 粉末冶金に係る技術
6. 溶射に係る技術
7. 鍛造に係る技術
8. 動力伝達に係る技術
9. 部材の結合に係る技術
10. 鋳造に係る技術
11. 金属プレス加工に係る技術
12. 位置決めに係る技術
13. 切削加工に係る技術
14. 織染加工に係る技術
15. 高機能化学合成に係る技術
16. 熱処理に係る技術
17. 溶接に係る技術
18. めっきに係る技術
19. 発酵に係る技術
20. 真空の維持に係る技術

雇用・能力開発機構

※職業能力開発大学校・短期大学校等（24施設）

専門課程

全訓練科数 109科
うち特定ものづくり基盤技術に対応
88科 → **対応率 80.7%**
(例)生産技術科、制御技術科、電子技術科

応用課程

全訓練科数 38科
うち特定ものづくり基盤技術に対応
32科 → **対応率 84.2%**
(例)生産機械システム技術科
生産電子システム技術科

合計

全訓練科数 147科
うち特定ものづくり基盤技術に対応
120科 → **対応率 81.6%**

(注)平成18年度訓練科実績(学卒者訓練)

3. 訓練カリキュラムの見直し・改廃の状況

PDCAサイクルによるカリキュラム・コースの見直しを実施。

P

○ 訓練ニーズの把握、カリキュラム・コース設定

- ・アンケート調査、ヒアリング調査によるニーズ把握
- ・生涯職業能力開発体系(仕事の体系と訓練の体系)を用いたニーズの分析
- ・カリキュラムモデルをベースとしてニーズに応じたコース設定

D

○ 効果的な訓練の実施

- ・カリキュラムのポイントを押さえた指導
- ・受講者の習得状況に応じた訓練を実施(補講等)

C

○ 効果の評価と問題点の把握

- ・受講者の訓練習得度の把握
- ・訓練受講者の就職先(あるいは、受講者を派遣した事業主)に対する訓練効果と問題点の把握

A

○ カリキュラム、コースの修正

- ・問題点(足りない技術・技能部分等)を踏まえて、追加・変更すべきニーズの把握とカリキュラム・コースの修正

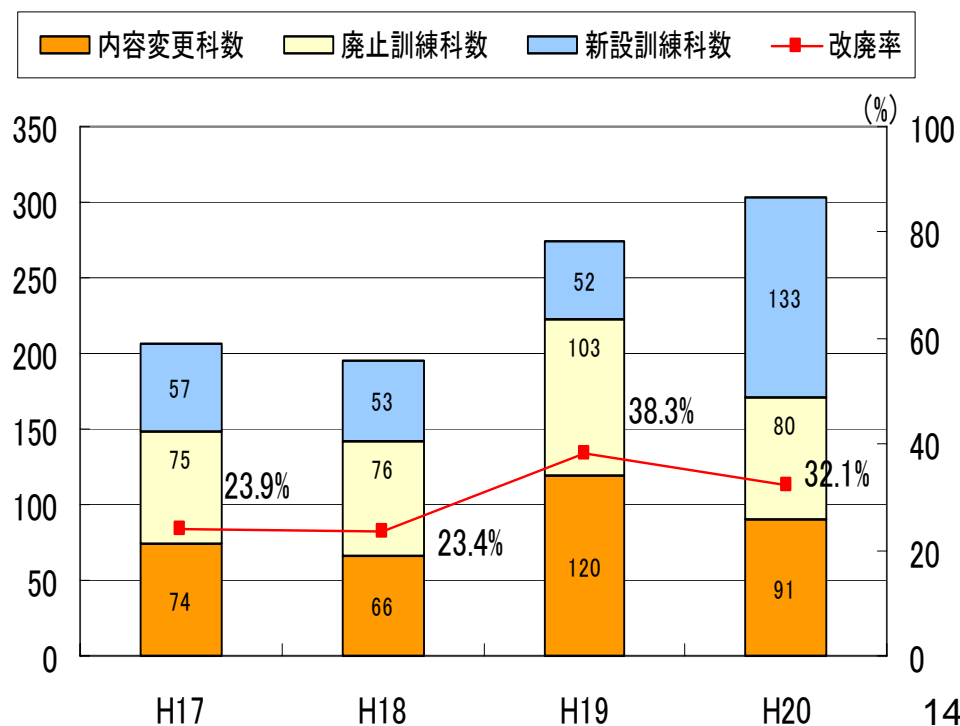
離職者訓練

廃止: 80科
 内容変更: 91科
 新設: 133科
 → 改廃率: **32.1%**
 (19年度: 532科)

在職者訓練

廃止: 1,761コース
 内容変更: 667コース
 新設: コース
 → 改廃率: **67.4%**
 (19年度: 3,602コース)

離職者訓練の見直し状況



4. 職業訓練指導員の養成・再研修

(1) 技術の変化に応じた職業訓練指導員の能力の再研修

職業能力開発総合大学校において、職業訓練指導員（機構、都道府県、民間）の専門性の拡大・レベルアップや新たな職種を担当するための研修を実施

→ 公共訓練指導員に対する年間の訓練実施数は、公共訓練指導員の総数の約1/4

○H19年度実績 151コース 1,424人（うち都道府県等 41%（575人） 機構 40% 民間 19%）

目的

カリキュラムの開発・充実に 向けたスキルアップ

レーザ加工技術、光通信技術等専門的な知識や新技術の習得

訓練科の統廃合に伴う新たな 職種への転換

<例>

配管科 → 機械科
木工科 → 建築科

職業訓練指導員の能力向上

就職指導や訓練コースの企画開発、教材開発に必要な能力の向上

研修

専門技術等研修

H19年度実績:96コース 877人
(うち都道府県等 387人)

研修コース例

- ・レーザ加工基礎
- ・光エレクトロニクス技術
- ・建築物の耐震診断と補強技術
- ・組み込みOSとソフトウェア開発

職種転換等テーマ別研修

H19年度実績:11コース 21人
(うち都道府県等 12人)

研修コース例

- ・職種転換研修(機械, 建築)
- ・エンジン性能検査技術

訓練技法開発等研修

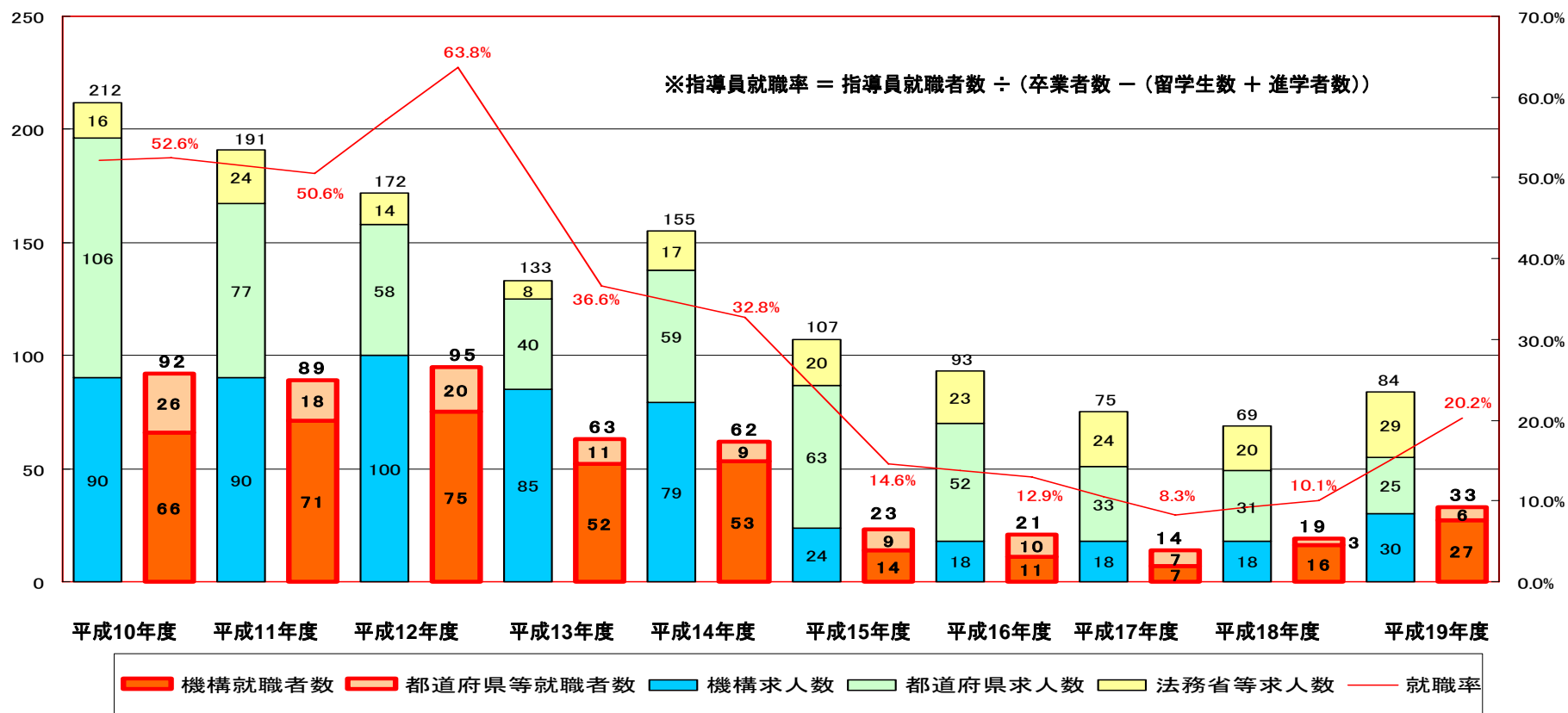
H19年度実績:44コース 526人
(うち都道府県等 176人)

研修コース例

- ・カウンセリング技術演習
- ・教育と職業訓練
- ・訓練コーディネータ力向上研修
- ・指導力向上研修

(2) 職業能力開発総合大学校卒業生 就職状況

- 平成18年度の指導員就職率(10.1%)と比較し、平成19年度は指導員就職率が20.2%となり、指導員への就職率が10.1ポイント増
- 当面、入学試験への面接試験の導入、実務実習(教育実習)の早期化、指導員採用試験併願制の導入等様々な策を講じ、指導員就職率の向上を図るほか、制度的に抜本的な見直しを検討



※都道府県の求人数に対し就職者数が対応していない理由

- 都道府県の求人時期が、民間の内定時期以降と遅いことから、待ちきれずに希望者の大多数が民間就職に流れてしまうため。
- 希望する地域において、自分が免許を有する職種に係る募集があるとは限らず、求人と求職のミスマッチが生じること。

5. 地域職業訓練センターについて

(82所)

地域職業訓練センターは、中小企業事業主等に職業教育訓練の場を提供する施設として設置し、地域における職業教育訓練の振興を図ることを目的とする。

概要

設置・運営

設置:雇用・能力開発機構

運営:ポリテクセンター所在地の都道府県に委託。

委託を受けた都道府県は、職業訓練法人(ポリテクセンター所在地域において職業訓練を実施しようとする諸業界等を構成員とするもの)等へ再委託して実施。

施設内容

地域の実情に応じて、教室、視聴覚教室、実習場、会議室等、職業教育訓練に必要な施設。

事業内容

- ① 地域における中小企業労働者等に各種職業教育訓練を行う事業主、事業主団体等に対し、職業教育訓練の場を提供。
- ② 地方公共団体等が地域住民に多様な職業教育訓練を行う場としても利用可能。

実績

施設稼働率:55.4%(平成19年度実績) 利用延人数:1,826,467人(平成19年度実績)

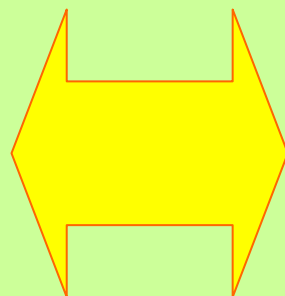
6. 民間との役割分担

(1) 民間教育訓練機関の地域的偏在

- 民間教育訓練機関※の数、受講できる訓練内容については、**都道府県で大きな偏りが見られる。**

- 大都市圏に比べ、**地方都市における教育訓練機関数は少ない**。また、大都市に比べて教育訓練機関等へのアクセスが悪いなども想定され、十分な教育訓練機会が担保されにくい。

| | |
|-----|-------|
| 東京都 | 595施設 |
| 愛知県 | 358施設 |
| 大阪府 | 315施設 |



| | |
|-----|------|
| 秋田県 | 18施設 |
| 徳島県 | 32施設 |
| 佐賀県 | 34施設 |

- 大都市圏に比べ、**教育訓練機関が少ない地方都市**においては、その教育訓練分野等についても限られることから、**多様な教育訓練機会が担保されにくい**。

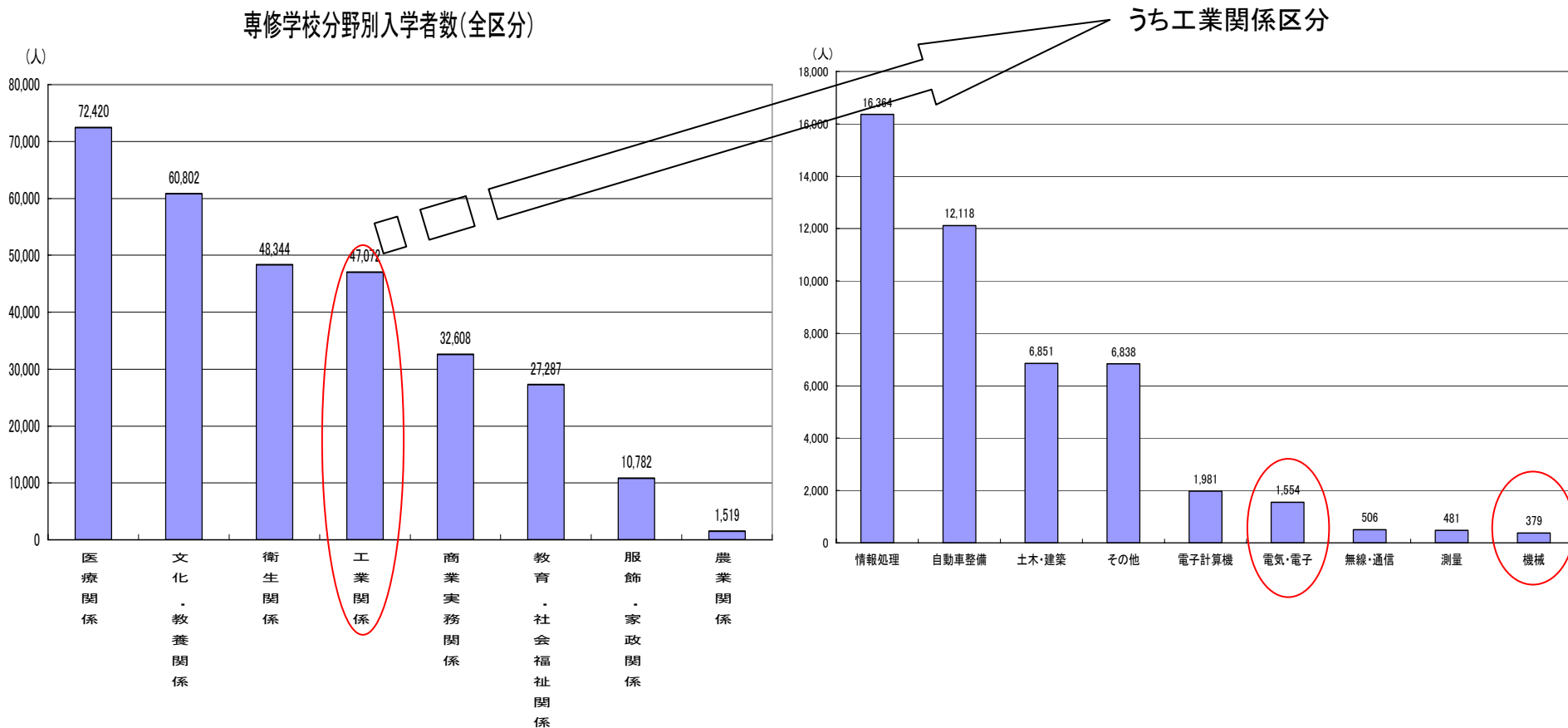
(例) 秋田県

* 民間教育訓練機関 18施設

内訳) 介護 :7、土木・建築(宅建等):3、簿記 :2、 経理情報 :1、理美容 :1、
調理 :1、服飾 :1、予備校 :1 外国語 :1 → 限られた分野の教育訓練

(2) 専修学校分野別入学者数

- 専修学校の入学者数についてみると、医療関係が最も多く、次いで、文化・教養関係、衛生関係、工業関係の順になっている。
- 工業関係区分内の学科についてみると、ものづくりの基盤である機械や電気・電子は極めて少ない。



資料出所: 文部科学省「学校基本調査」(平成18年度実績)

7. 都道府県との役割分担

※数値は平成19年9月1日現在

雇用・能力開発機構

- ※職業能力開発促進センター(62施設)
- ※職業能力開発大学校・短期大学校等(24施設)

雇用対策の観点から、セーフティネットとしての離転職者の早期再就職を図るための職業訓練を行い、また、高度・先導的な職業訓練を開発し、普及させる。

離職者訓練

- ・主にもものづくり分野が中心で民間にはできない訓練
- ・離職者の早期再就職を実現する訓練
- (例) 金属加工科、電気設備科、生産システム技術科
- 平成18年度受講者 **約13万3千人**
- 就職率 → 81.6%(施設内訓練) 68.9%(委託訓練)

在職者訓練

- ものづくり分野を中心に真に高度なものだけに限定した訓練
- (例) チタンのTIG溶接施工と検査技術
- 平成18年度受講者 → 約8万2千人

学卒者訓練

- 職業に必要な高度で専門的かつ応用的な技能・知識を習得させるための長期課程の訓練(高卒者等2年間)
- (例) 生産技術科、制御技術科、電子技術科
- 平成18年度受講者 **約8千人**
- 就職率 → 98.3%

都道府県

- ※職業能力開発校(178施設)
- ※職業能力開発短期大学校(9施設)

地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズをきめ細かく把握しつつ、これに対応した職業訓練を行う等、地域の実情に応じた職業能力開発を推進し、地方公共団体としての産業施策や福祉施策と一体となり、関係機関との連携を図りつつ、雇用の創出や安定に向けた取組を実施する。

離職者訓練

- 地域産業の人材ニーズや職業訓練ニーズに対応した訓練
- (主な訓練例) 溶接科、ビルメンテナンス科、造園科
- (地域の実情に応じた訓練例) 旅館科・陶磁器製造科、造船溶接技術科
- 平成18年度受講者数 **約3万9千人**
- 就職率 → 75.2%(施設内訓練) 65.6%(委託訓練)

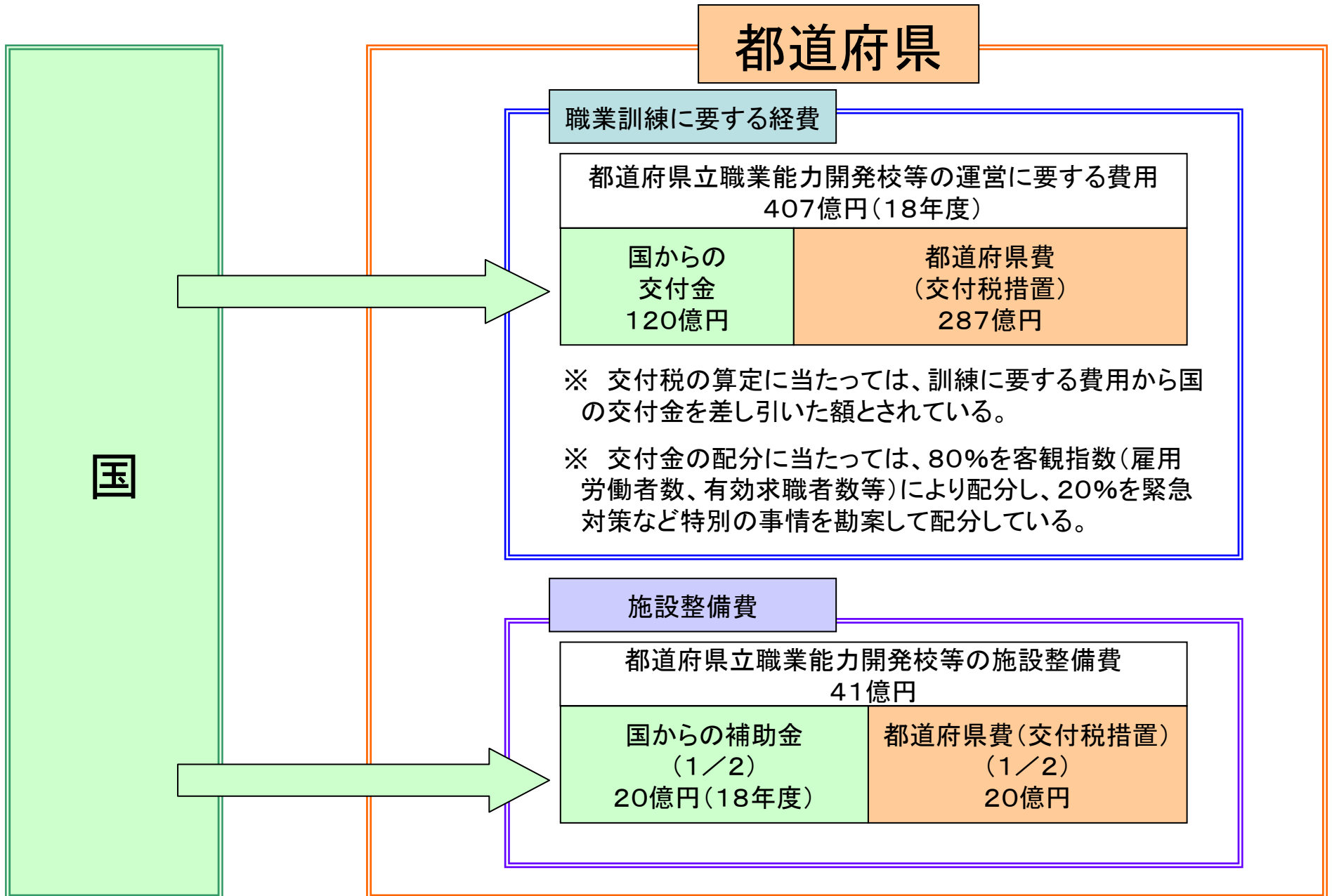
在職者訓練

- 地域の人材ニーズを踏まえ、地域の実情に応じた訓練
- (主な訓練例) 電気工事科、機械製図科
- (地域の実情に応じた訓練例) 酪農科、観光科
- 平成18年度受講者数 → 約6万1千人

学卒者訓練

- 職業に必要な基礎的な技術・知識を習得させるための長期課程の訓練(高卒者等1年間、中卒者等2年間)
- (主な訓練例) 建築科、機械加工科
- (地域の実情に応じた訓練例) ホテル・旅館・レストラン科、タオル技術科
- 平成18年度受講者 **約1万5千人**
- 就職率 → 92.6%

現在の都道府県に対する補助金・交付金制度



ポリテクセンター所在地を出身地とする指導員の割合(例)

| 指導員数 | 県出身職員数 | 割合 |
|------|--------|-------|
| 1192 | 304 | 25.5% |

※ 平成20年4月1日現在

県出身の指導員の割合低い都道府県(下位10県)

| 施設名 | 職員数 | うち県出身者 | 出身割合 |
|----------|-----|--------|------|
| | | | |
| 山形センター | 12 | 0 | 0.0% |
| 群馬センター | 21 | 0 | 0.0% |
| 茨城センター | 20 | 1 | 5.0% |
| 高度能開センター | 19 | 1 | 5.3% |
| 愛媛センター | 18 | 1 | 5.6% |
| 宮崎センター | 17 | 1 | 5.9% |
| 山梨センター | 15 | 1 | 6.7% |
| 滋賀センター | 30 | 2 | 6.7% |
| 中部能開センター | 39 | 3 | 7.7% |
| 兵庫センター | 39 | 3 | 7.7% |

8. 施設・組織の見直しについて

(1) 施設類型別事業規模と職員数

職員数：3,920人
(うち指導員：2,175人)
事業規模：5,371億円
(雇用保険二事業：1,093億円)
国庫負担分なし
(19年度実績)

(独)雇用・能力開発機構

職員数：2,951人
(うち指導員：2,175人)
事業規模：785億円
(雇用保険二事業：724億円)

ポリテクセンター (全国61所)

職員数：1,661人
(うち指導員：1,238人)
事業規模：492億円
(雇用保険二事業：467億円)

職業能力開発大学校 (全国10所)

職員数：563人
(うち指導員：446人)
事業規模：124億円
(雇用保険二事業：106億円)

附属職業能力開発短期大学校 (全国12所)

職員数：391人
(うち指導員：279人)
事業規模：92億円
(雇用保険二事業：83億円)

職業能力開発総合大学校 (全国1所(東京校を含む))

職員数：295人
(うち指導員：191人)
事業規模：69億円
(雇用保険二事業：59億円)

能力開発関係業務

職員数：409人
事業規模：97億円
(雇用保険二事業：86億円)

雇用開発関係業務

職員数：204人
事業規模：128億円
(雇用保険二事業：128億円)

勤労者財産形成業務

職員数：21人
事業規模：3,814億円
(雇用保険二事業：6億円)

私のしごと館

職員数：31人
事業規模：15億円
(雇用保険二事業：13億円)

アビリテーターゲン

職員数：44人
事業規模：10億円
(雇用保険二事業：10億円)

雇用促進住宅

職員数：9人
事業規模：353億円
(家賃収入等の自主財源のみで運営)

本部等

職員数：251人
事業規模：169億円
(雇用保険二事業：126億円)

(2) 法人形態の比較について

| 法人形態 | 独立行政法人 | 公法人 | 特別民間法人 | 特殊会社 |
|------------|----------------------------------|--|---|-------------------------------|
| 法人の例 | 多数 | 日本年金機構 | 社会保険診療報酬 支払基金 | 高速道路株式会社 |
| 国の関与 | 中期目標の指示 中期計画の認可 大臣が理事長を任命 | 中期目標の指示 中期計画の認可 大臣が理事長を任命 役員任命は大臣認可 | 法人により様々 支払基金は、定款 や役員選任につい て大臣認可 | 株式保有義務 事業計画の認可 定款変更等の認可 |
| 意思決定 機関 | 通則法上はなし 法人により運営委員 会等の設置例あり | 法人により様々 日本年金機構は、理 事会を設置し重要事 項を審議・決定 | 法人により様々 支払基金は特にな し | 会社法による |
| 留意事項 | | 年金機構は国の業務 の移管であり、独立 行政法人からの移管 は可能か | 国又はこれに準ず るものの出資がな いこと 継続的に国から費 用を流し続けるこ とは困難 | 運営費を自己収入 で賄うことが原則 |